

なサービス提供による再発防止につなげること。

- ・今後の徘徊予防の手がかりにするため、本人や家族の状況、徘徊や発見に至る経緯等の情報をきちんとまとめておくこと。
- ・自治体内でも事例ごとに対応の検証を実施し、よりよい体制整備に生かすこと。
- ・遠方で保護された場合の迎えの人員や経費について、どこが負担すべきかについてはネットワーク内でルールを作つておく必要がある。

## E. 結論

以上の考察をさらに集約し、以下のように認知症高齢者の徘徊問題を解決するための重要な事項を得た。

### (1) 普段の準備、体制整備について

①自治体全体の取り組みとして推進すること、②自治体の担当課や地域包括支援センターが中心となって、関係機関と緊密な関係づくりを推進すること、③防災無線、メール配信、FAX等、複数ルートで短時間に多くの人の協力を得る体制を整備すること、④徘徊リスク者の事前登録は、迅速な初動や早期発見に多大な効果があるので推進すること。

### (2) 徘徊高齢者の行方不明発生時対応について

①迅速な初動が最も重要である、②事前作成した捜索マニュアルに従い、関係機関と連携して対応すること、③特に警察とは迅速かつ緊密な連携を図ること、④都道府県が情報共有・連絡・調整のハブとなって、隣接市区町村同士の連絡体制を整備しておくこと。

### (3) 発見後のフォローアップについて

①捜索の結果発見されたあと、市の担当、地域包括支援センター、家族で話し合いの場を持ち、家族の認識改善や必要なサービス提供による再発防止につなげること、②今後の徘徊予防の手がかりにするため、本人や家族の状況、徘徊や発見に至る経緯の情報をきちんとまとめておくこと、③自治体内でも事例ごとに対応の検証を実施し、よりよい体制整備に生かすこと。

なお、いずれの段階においても、家族には丁寧な説明を行い、理解と同意を得ることと個人情報の管理には最大限配慮することが重要である。

## F. 健康危機情報

なし

## G. 研究発表

なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

## 結果① 自治体1

### 1. 自治体の状況

人口	約 3,300 人		
高齢化率	約 39 %	要介護認定率	18.3 %
日常生活圏域数	1 圏域	包括数	直営 1か所
地域特性	県のほぼ中央に位置する農村地帯で、公共交通機関は本数が限られていることから、ほとんど自家用車に頼っている。農村地区に在住する高齢者にとっては移動手段が困難なため、市街地に移り住む人も少なくない。また、介護老人保健施設、養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護が早くから整備されており、入居への抵抗感が少ないため、自家用車の運転ができなくなった時に養護老人ホームに入居を希望される人が多い。緩やかではあるが独居高齢者や高齢者のみ世帯が増えている。小さな町であることから、孤立している高齢者は少なく、互いに協力しあって生活している様子が見られる。		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
高齢者等見守りサポート事業	町内会単位で見守り事業を展開しており、緊急時の搜索にも協力している
認知症サポーター養成講座	随時開催
高齢者体操	65 歳以上を対象とした介護予防体操。体操だけでなく、研修会（講演）やサロン等も開催している

### 3. 取り組みの経緯

県では平成 6 年に釧路地域で SOS ネットワークの運用を全国で初めて開始され、平成 8 年 5 月に県保健環境部（当時）より県立保健所に SOS ネットワークシステムを構築するように通知があった。

現在は行方不明者の搜索手順をマニュアルとして作成し、警察と連携して搜索にあたっている。

### 4. 徘徊による行方不明発生時（体制、搜索の方法）

#### 【体制】

警察署が中心となり搜索を行うが、警察から搜索協力要請があった際には、町役場に搜索本部を設置して搜索にあたっている。

#### 【搜索の方法】

家族等からの搜索願が警察署に届け出られた後、警察署から役場に対して検査要請があつた場合に「役場搜索本部」を設置して、役場の職員が搜索に当たる。

その際、役場搜索本部では家族に対し、①消防支所、該当行政区へ連絡し、搜索に当たることへの承諾、②防災無線で町民周知することへの承諾、③搜索に当たり個人情報の開示をすることへの承諾（同意書を取る）、④写真の提供を求める、の 4 つを行う。また、施設入所者が所在不明となり、各施設において策定している「行方不明者搜索マニュアル」に基づく初期搜索（発生から 30 分以内）で発見できず、警察署に搜索願の提出をすると判断した場合には、搜索本部を施設から役場に移行し、搜索活動に当たる。なお、搜索活動に必要な資料等は各施設で事前にそろえて役場搜索本部に引き継ぐ。

搜索の手順についてはマニュアル化しており、町を 10 の地域に分け、市役所、教育委員会、特別養護老人ホームのそれぞれが持ち場の搜索に当たる。模擬訓練等は行っていないが、持ち場が決まっているので、普段からその地域の地理については把握するようにしている。

防災無線を使って呼びかけをした際には、町内会が迅速に捜索に加わってくれる。また、行方不明者が発生した場合の連絡先が明確になっていることから、比較的迅速に捜索活動に移ることができており、結果、早期発見に結びついていると考えられる。

## 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）

### 【高齢者等見守りサポート事業】

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で高齢者が死亡することを防ぐため、孤立防止策として見守りサポート事業を開始した。事業には町役場、医療機関、JA、コープ、商工会、老人クラブ、町内会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉委員、ボランティア団体、警察、郵便局、介護保険施設・老人福祉施設等、身体障害者福祉協会、日赤奉仕団、土地改良区、消防が参画しており、一体となって見守り支援を行っている。

見守りの方法としては、町内会単位でマップを作り、対象一人一人に担当を決めている。対象となる人については民生委員が町内を回って、気になる人に申込用紙を配布している。また、見守り協力団体ごとに機能や役割を明確にしており、特に民間企業の協力者（例：新聞配達店、郵便局、宅配業者等）については、日常業務を通じて気づきがあれば、ネットワーク事務局に連絡が行くようになっている。

なお、このサポート事業は日常の見守りだけでなく、災害時の災害時の要支援者台帳としても活用していることから、住民としても受け入れやすい。また、そもそも町自体が小さいこともあり、改めて台帳を作らなくても見守りができている部分もあり、そういう地域の強みがネットワークを構築することでさらに強化された印象がある。

## 6. 個人情報保護への対応

家族に対し、「氏名の公表」「消防、町内会等への捜査協力」「防災無線での町民周知」について確認をし、同意を取っている（同意書）。合わせて、警察とは常に情報交換している。

## 7. 研究者の考察

小さな町であるために、従来から住民同士の顔見知りの関係ができるていることが、早期発見に大きく寄与しているように思われる。とはいっても、住民の関係性に任せきりにせず、行方不明の捜索に当たっては、町役場が積極的に町内会や民生委員に働きかけたり、捜索をする地域を決めている。特に、行方不明者の捜索をする際には、家族から必ず同意書をとるなど、個人情報の保護についても配慮をし、同時に捜索の手順にのっとり迅速に対応しており、地域の力を活かしつつ、それぞれが持つ役割・機能を最大限に生かしているように思われる。

また、支援団体ごとに役割・機能を明確にしていることが功をなしているように思う。支援団体に与えられた役割は、その団体の本来業務に根差したものであり、取り組みやすいと思われる。

## 結果② 自治体 2

### 1. 自治体の状況

人口	約 18,000 人		
高齢化率	約 34 %	要介護認定率	17.0 %
日常生活圏域数	1 圏域	包括数	委託 1 か所
地域特性	総面積は約 80 km <sup>2</sup> と、行政面積としては小規模である。市街中心部は南北に細長く展開し、国道や JR が縦貫している。地域交流センターや特別養護老人ホームや公営住宅を建築し、市立病院を改築するなど、安心して医療が受けられ、快適で住みやすい街となっている。人口は減少傾向にあり、高齢化率は約 34% となっている。移動手段は、JR や民間路線バスの便があるが、便数が減少しているため、コミュニティバスや乗合タクシーの需要調査を実施しているところである。		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
地域高齢者見守り事業	初期の認知症、および認知症の症状があるにもかかわらず支援につながっていない高齢者を初期集中支援チームに円滑につなぐ体制づくり。これまでに市内の独居・高齢者のみ世帯など 1200 世帯ぐらいを訪問している。
地域で認知症を支える会	認知症に関わる地域の核。関係者の情報共有ツールとして「連携手帳」を作成するほか、医療・保健・介護・福祉にわたる多職種間での認知症多職種事例検討会の開催などを行っている。
市高齢者いきいき支えあい条例の制定	65 歳以上高齢者の住所、氏名、年齢、性別と本人が同意した情報を、市、社会福祉協議会、希望する町内会で提供できるようになっている。
認知症を抱える家族の会	認知症の人を介護する家族の介護負担の軽減および偏見の少ない介護しやすい環境づくりを目的に活動。認知症カフェを開催。
認知症支援ボランティア	通院や買い物の付き添い、話し相手、安否確認、家族の介護相談など、医療や介護の公的なサービスでは補えない部分に目を向けて活動。
認知症カフェの開催	地域包括支援センターが中心となり、認知症の普及・啓発および認知症の方や介護する家族などに対する心のケアを目的に実施。
認知症サポート一養成講座の開催	認知症に関する正しい知識や認知症の方への理解を広める。
認知症ガイドの掲載	市民への普及・啓発のためのガイドを市のホームページに掲載。
認知症地域支援推進員の配置	平成 23 年度から地域包括支援センターに配置
認知症疾患医療センターの設置	市立病院に設置

### 3. 取り組みの経緯

県では平成 6 年に釧路地域で SOS ネットワークの運用を全国で初めて開始され、平成 8 年 5 月に県保健環境部(当時)より県立保健所に SOS ネットワークシステムを構築するように通知があった。当該地区においても、保健所の管内で高齢者 SOS ネットワーク(「高齢者 SOS ネットワーク」)が構築された。平成 23 年 5 月からは、ネットワークの検索機能を市町村に移管しており、当該市においても市内ネットワーク(「徘徊高齢者 SOS ネットワーク」)を形成している。

#### 4. 徘徊による行方不明発生時（体制、捜索の方法）

##### 【体制】

市内に連絡体制が2種類ある。1つは「徘徊高齢者SOSネットワーク」で、警察から消防に行き、市の担当課を通じて関係機関に連絡が行く体制、もう1つは「高齢者SOSネットワーク」で、警察から保健所を通じ、高齢者SOSネットワーク構成機関（管内5市5町が参加）に連絡が行く体制である。高齢者SOSネットワークは緊急時に活用しており、通常は市内のネットワークを中心に動いている。

1. 「徘徊高齢者SOSネットワーク」：警察→消防→市役所担当課→関係機関

（社会福祉課、社会福祉協議会、ふれあいセンター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション）

2. 「高齢者SOSネットワーク」：警察→保健所→構成機関

（5市5町の役所、警察署、消防署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、訪問看護ステーション）

##### 【捜索の方法】

行方不明者の捜索依頼が入ると、警察は家族に同意を取り、情報を徘徊高齢者SOSネットワークや高齢者SOSネットワークに流す。捜索には警察署、消防署および市の担当課が出動し、ネットワークの関係機関や構成機関は可能な範囲で捜索に協力している。市は、連絡を受けると車で捜索に出るが、ルートなどを特に決めているわけではなく、その人の住所などを手掛かりに、探しに出ている。

これまでの実績として、発見は警察であることがほとんどである。

#### 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）

##### 【高齢者支え合いネットワーク】

市と市内で活動している事業者が協定を締結し、事業者が日常業務の中で高齢者の異変に気づいたときに、市や地域包括支援センターに連絡をもらい、問題の早期発見や支援につなげている。商工会議所の会員等に声かけをしたところ、現在141事業所が自主的に参加。

##### 【認知症サポートの要請や講演会の開催等】

参加者が認知症に対して理解を深め、「自分たちにできることを協力したい」と申し出てくれるようになっている。また、宅配業者から業務を活かした協力の申し出が市役所に来ている。「お客様で認知症の人が増えてきた」という意見も聞いており、今後、地域の事業所を巻き込んだ見守りができるよう、体制を整えていきたい。

#### 6. 個人情報保護への対応

十分に注意するよう、意識の共有を図っている。また、見守りに必要な情報は本人・家族の同意を得て共有している。

#### 7. 研究者の考察

人口2万人以下の小規模な市ながら、市立病院を中心に町が発達しており、認知症への取り組みも先駆的である。住民への啓発を重要視しており、実際に行方不明が発生した場合には捜索を専門とする警察にバトンをわたし、市役所等は後方支援を行っており、今回報告されたケースのすべてが警察によって発見されている。市や地域包括支援センター等の関係機関は、行方不明を発生させないための取り組みと、発生し発見された後のフォローに力を入れており、その役割分担がしっかりとできている印象である。

### 結果③ 自治体3

#### 1. 自治体の状況

人口	約 37,000 人		
高齢化率	29.3 %	要介護認定率	16.4 %
日常生活圏域数	圏域	包括数	1 か所
地域特性	市町村合併後人口減少してきている。山に囲まれており、電車やバスの便が悪いため、移動手段として自家用車を利用する人が多い。果樹農家を営む高齢者が多く、畠に歩いて出かけて仕事をしている。地域差はあるが、近所とのつながりは強く、近所の人からの相談も多い。市内に認知症疾患医療センターがあり、在宅医療を積極的に行う医療機関も複数ある。医師会との連携が密に行われている。		

#### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
認知症ネットワーク会議	平成 19 年度より年 4 回実施。課題や問題、どのように認知症高齢者・家族を支援していくかについて話し合っている 構成メンバー：区長会、民生児童委員協議会、医師会、認知症疾患医療センター、看護協会、訪問看護ステーション、市関係課、介護支援専門員、郵便事業株式会社、JR 駅、県タクシー協会、消防署、警察署、老人クラブ連合会、認知症の人と家族の会
徘徊 SOS ネットワーク	事前登録制。現在登録者数 45 人。年 1 回の更新制で、更新時の本人の状況確認を実施。 ※徘徊 SOS ネットワーク伝達訓練を毎年実施している。
認知症よろず相談	地域密着型の相談支援。市内グループホーム（4 か所）で、認知症専門職員による相談を受付。（平成 20 年度～）
もの忘れ相談	市内 3 力所、月 2 回（平成 20 年度～）
認知症キャラバン メイト養成講座	キャラバンメイトフォローアップ研修（年 1 回）、キャラバンメイト連絡会の開催による今後の活動についての検討
サポーター養成講座	小中学校、高校、市会議員、市職員、消防署、居宅介護支援事業所職員等を対象に実施
認知症ほっとスペース	4 力所 + 認知症カフェ（認知症疾患医療センター）。月 1～2 回オープン。
脳こびっと塾	認知症予防教室。
認知症支援のため のホームページ	平成 20 年度～開設。
その他	医師会、認知症疾患医療センター、病院、グループホーム、居宅介護事業所等、それぞれの機関と 2 か月毎に検討会や事例検討会を実施。

### 3. 取り組みの経緯

#### SOS ネットワーク事業に取り組む事になった経緯

平成 19 年に県の認知症モデル地域支援事業を受託し、認知症支援ネットワーク会議を設置。ネットワーク会議で話し合った結果、徘徊する高齢者の安全を守る活動の必要性を感じたため、平成 20 年度に徘徊 SOS ネットワークを設置した。

### 4. 徘徊による行方不明発生時

#### 体制

警察と下記メンバーで対応。

徘徊時対応の行政側構成メンバー：市役所（総務課、地域包括支援センター、市民生活課）、消防団、各地区区長会長、民生委員、消防署、JR 駅、郵便事業株式会社支店、県タクシー協会支部、市内巡回バス委託会社

#### 捜索の方法

##### **【特徴】**

- ・徘徊 SOS ネットワーク登録者については、警察での捜索願受理を待たずに市役所やネットワーク構成メンバーが探し始めることができる。
- ・FAX 送信と電話連絡による方法をとっている。
- ・警察での捜索願受理後、市役所総務課経由にて防災無線放送を流す。防災無線が流れると、住民は協力しようとする。
- ・SOS ネットワーク構成メンバーの所属する各団体のネットワークでも対応している（ネットワークの拡大）
- ・近隣市（総務課）とも連携し、情報を送信している。

※無線放送時や近隣市への情報送信において、個人情報については、家族の意向によって匿名・実名で配信。

### 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）

- ・住民への認知症や徘徊による行方不明についての理解促進を図る普及啓発を行い、早期発見につながるよう取組みを行っている。
  - ・早期発見につながるために、関係機関の連携を密にするためにネットワーク会議や検討会を開催している。
  - ・（担当者が）適切な支援が行き届かない場合徘徊が起きやすい、環境調整により徘徊の予防につながる、支援が入ることで認知症高齢者の行動パターンの把握ができ、早期発見につながると考えている。そのため、早期相談・早期診断、早期のネットワーク登録、早期支援開始を図っている。
- ※警察も地域包括支援センターへの相談、ネットワークへの登録を呼びかけてくれる
- ・SOS ネットワークの伝達訓練を実施している（年 1 回）

### 6. 個人情報保護への対応

徘徊 SOS ネットワーク事前登録時に個人情報の保護同意書を地域包括支援センターで作成。捜索時の名前の公表などを家族に確認している。

### 7. 研究者の考察

当該自治体は、見守り SOS 事業として「徘徊 SOS ネットワーク」を構築し、認知症の高齢者が行方不明になった時即対応を広域メンバーで行えるようなくみづくりを行っている。徘徊自体を防ぐことはできないとの考えに基づき、「認知症高齢者が安心できる環境づくり」を対策の基本に位置付けて、「認知症になつても安心して暮らせる地域づくり」を行おうとしている。

徘徊 SOS ネットワークが機能しており、初動体制が構築されている。課題としては、近隣市（警察・行政）との連携が挙げられていたが、市内関係機関と顔の見える関係づくりに努めており、役割分担のうえで連携が成されている。また、行方不明の発見の多くは警察であることから、警察との連携も密で警察の問題意識も高いと考えられた。

## 結果④ 自治体4

### 1. 自治体の状況

人口	約 44,000 人		
高齢化率	約 31%	要介護認定率	約 5.6%
日常生活圏域数	2 圏域	包括数	1 か所
地域特性	13 小学校区あるうち、2 地域が高齢化率約 40% の超高齢地域。ここは地区組織活動が充実している。民生委員、福祉推進員、健康推進員、振興会、自治会など役員が多く、活発にたすけあいを行っている。 山側は 3 世帯同居が多い。海側は核家族が多いがそれなりの互助はある。 主要な移動手段は自家用車、市民バス 等		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座 小学生、住民、タクシーカンパニー、金融機関、民間企業、市職員等を対象に実施。</li> <li>・徘徊模擬訓練（平成 22 年度より開始） 小学校区を単位として、地域住民（民生委員、福祉推進員（50 世帯に 1 名））が主体）を対象とし徘徊模擬訓練を開催している。13 小学校区のうち 4 小学校区で実施終了。毎年、1 校区ごとに増加させている。まずは、認知症の理解を中心に、徘徊訓練でどのように声をかけるかを学んでもらうことを一義的に考えている。</li> <li>・モデル事業をきっかけとして普及啓発を実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>H22 認知症地域支援体制構築等推進事業</li> <li>H23 認知症地域支援体制構築等推進事業</li> <li>H24 認知症施策総合推進事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民公開講座（H22 年度から 3 回）</li> <li>② パンフレットの作成</li> <li>③ ホームページの作成</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
家族支援 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護家族の集い：毎月 20 日開催 介護者の相談対応</li> <li>・認知症カフェ（オレンジカフェ）（H25 年度から）：本人及び家族、地域住民、専門職の集い（月 1 回）</li> </ul>
認知症に関するネットワーク構築 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者徘徊 SOS ネットワーク</li> <li>・認知症疾患医療センターとの連携</li> </ul>
個別相談対応	
認知症予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりを目的とした事業</li> <li>・個別支援を目的とした教室</li> </ul>

### 3. 取り組みの経緯

平成 22 年度認知症地域支援体制構築等推進事業（国の 10/10 事業を実施。モデル事業を開始しようとした時に、警察署生活安全課から、「保護した人が住所や名前が言えない人がいる。事前に登録するなどの方法を考えてほしい」と依頼があった。警察、消防と協議し SOS ネットワークを構築。

### 4. 徘徊による行方不明発生時

#### 【体制】

## ○市徘徊高齢者 SOS ネットワーク

### 【構成メンバー】

警察署・消防本部・市

警察署、東部消防組合消防本部とともに 24 時間、365 日のネットワークを構築している。

### 【検索の方法】

○ケアマネから助言された認知症の人の家族が、社会福祉課に事前登録を行う。(現在、要介護認定者 2,500 名中認知症者 1,700 名。半数が施設入所中で、約 800 名が在宅。そのうちの 75 名が登録。それでも、ここ 1 年で 20 名の増加。ケアマネの研修等で要請。)

同時に、警察署及び消防署にも登録される。登録の書式には写真も掲載。

○行方不明届け出が出され、登録されていれば、警察から即、社会福祉課に FAX が流れ、社会福祉課から、協力事業者(65 事業所)に FAX が流れ、徘徊者に気づいたら連絡が来るようになっている。夜間は警察署から消防署に流れ、協力事業者に流れるシステムになっている。ただし、登録がない場合は警察からすぐに連絡はなくまず警察が捜索を行う。

## 5. 徘徊・行方不明の予防(啓発、見守り、模擬訓練など)

### ① 市地域見守りネットワーク(まめなけネットワーク)

新聞販売店や郵便局など約 50 事業所と見守り協定を結んでいる。

### ② 市高齢者見守りネットワーク(社会福祉協議会)

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯に対し、地域住民(福祉委員等)に見守り活動を実施。地区ケース検討会も開催している。

### ③ ふれあいコミュニティー・ケアネット 21(社会福祉協議会)

市社会福祉協議会に配置されているケアネット活動コーディネーターにより、ケアネットチームが編成され、専門機関と連携調整するとともに、チームが見守りや声かけ、話し相手、ごみだし、除雪、買い物代行などの生活支援サービスを実施。

これら 4 層構造で見守りを実施している。また、地域包括支援センターは 1 か所直営で、社会福祉課に設置している。そのため、保健センターや社会福祉協議会等から得られた地域の要支援 1,2 の高齢者や独居高齢者の情報をデータ入力し、一元管理している。必要な時に、社会福祉課、保健センターが閲覧し、記載することも可能となっている。

## 6. 個人情報保護への対応

事前登録により、情報公開についての承諾を得ている。有事は家族の了解を得ることを最低限としている。しかし、事前登録者の情報を有事でない段階で、民生委員や福祉推進委員等に知らせることはできないと考えており、検討課題。

## 7. 研究者の考察

○平成 22 年度から、国のモデル事業を受け、「認知症地域支援体制構築等推進事業」において認知症の理解を図るため、啓発を中心にはじめてきた。市地域見守りネットワーク(まめなけネットワーク)、市高齢者見守りネットワーク(社会福祉協議会の福祉委員が中心)、市徘徊高齢者 SOS ネットワーク(警察と消防と市の社会福祉課)ふれあいコミュニティー・ケアネット 21(社会福祉協議会に配置されているケアネット活動コーディネーターによりケアネットチームの編成がなされ、見守りや声かけ、話し相手、ごみだし、除雪、買い物代行などを行う)により 4 重層のネットワークが機能している。

○徘徊模擬訓練と啓発を丁寧に地区毎に行い、事前登録を増加させることにより、徘徊を早期に発見する方法を追求していくことを重視している。

## 結果⑤ 自治体5

### 1. 自治体の状況

人口	約 84,000 人		
高齢化率	22.8%	要介護認定率	12.13%（平成 26 年 4 月）
日常生活圏域数	2 圏域 (H27 年 4 月～1 圏域)	包括数	1 か所（直営）
地域特性	東西約 6km、南北約 4km、面積 18.37 km <sup>2</sup> で平坦なため、徒歩や自転車で容易に近隣市域に移動できる。電車やバスなどの公共交通手段は少ないため、自家用車も欠かせない。高齢者の多くは昔から暮らしておりリターンは少ない。同時期より暮らしているため顔見知りも多い。		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
<b>目的：認知症地域支援体制の構築</b>	
認知症サポートー 養成講座	年間 17 回、参加者数 864 人 (H26 年度実績) 【特徴】小学校における開催、介護保険事業者、民生委員への実施。その他要望があれば実施（出前講座）
おたがいさまねつ と（高齢者支援サ ポーター）	認知症サポートー養成講座終了者の任意登録（小学校以外）。登録者数 870 人 (H26 年度) 登録者対象に年 1 回講演会・研修会を開催（サポートーの役割、支援方法について、その他情報提供）、「おたがいさまねつと通信」年 2 回発行し郵送。 【特徴】自分でできる範囲で、見守り、声掛け、地域包括への紹介等を行ってもらっている。今後人材をより活用したいと考えている
おたがいさまねつ とメール	登録者に徘徊者の情報、介護予防・認知症に関する講演会・研修会の案内を発信。登録者 470 人 (H27 年 2 月) 認知症サポートーやおたがいさまねつと登録者以外も登録可能。
普及啓発事業	年 1～2 回（講演会、映画上映会等） おたがいさまねつと登録者対象の講演会・研修会以外に全市民対象に実施
認知症見守りネット（A 地区）	A 地区にて、地域交流会を 2 回/年実施。 A 地区の特徴：人口規模市内 3 番目、3,222 人、高齢化率 24.2%、地域の人同士・地域と市の連携がよい地域) 【内容】認知症についての学び、グループワーク、DVD 鑑賞など。各回内容は住民が決定（保健師支援あり）。
その他	自治会回覧により年 4 回認知症の普及啓発を実施。
<b>目的：認知症当事者・家族支援</b>	
ほっといきいきリ フレッシュ ほっとカフェ	認知症の方の家族介護者の会。年 5 回開催。 認知症の介護についての相談、悩み、情報交換の場。年 5 回開催。 認知症の方の介護者以外の市民参加可能。
物忘れ相談 徘徊高齢者家族支 援（位置探索）	年 5 回 居場所が分からなくなった時のための GPS 機器の提供（月 500 円自己負担）
認知症支援基本情 報の登録 くつシール	本人の写真、特徴、利用している介護サービス、徘徊歴、徘徊状況等の登録。同意を得て警察と共有。 反射材のついたくつシールを配布。くつシールを配布した人の名簿はあるが、番号は

高齢者見守り活動事業	シールに記載されていないので、個人の特定はできない。 認知症施策としてではなく、高齢者施策として実施している事業。 見守り活動協力員数 289 人（平成 26 年度）、見守り対象者数 1,026 人 協力員対象に、年 1 回研修会を実施。 【特徴】西地区、東地区に分けて協力員を選出。民生委員は含まない。 対象者は、「高齢者状況調査」※（70 歳以上）の結果に基づき選出。週 2 回程度、外からの見守りと直接声掛けを行う。 ※調査対象者：70 歳以上独居・高齢者のみ世帯、介護保険認定を受けたがサービスを利用していない人等
目的：認知症予防（すべて 1 次予防）	
脳トレ教室	16 回コース、年 1 回開催（音読・計算、脳活プログラム）
頭の健康度測定	2 回コース、年 2 回開催（ファイブ・コグと講話） 受講者には「頭いきいき教室」への参加勧奨
頭いきいき教室	8 回コース年 2 回開催
回想法スクール	8 回コース年 4 回開催

### 3. 取り組みの経緯

平成 19 年度の「認知症地域資源活用モデル事業」をきっかけに、見守り SOS 事業の取組を開始。モデル地区（A 地区）で見守り SOS ネットワークを構築した。その後、平成 22 年度まで、いくつかの自治会で搜索模擬訓練や見守り SOS ネットワークについての検討会を実施したが、現在は見守り SOS ネットワーク事業としては実施していない。

認知症に限らず、要援護（見守りが必要な）高齢者が増加しているので、「高齢者見守り活動事業」、「おたがいさまねっと」、「認知症サポーター」、その他民生委員など様々な人の協力を得て、認知症による徘徊・行方不明者への対応を行っている。

### 4. 徘徊による行方不明発生時

#### 体制

警察と下記メンバーで対応。

徘徊時対応の行政側構成メンバー：市役所（高齢福祉課、防災交通課、社会福祉課）、介護サービス事業所、民生会長・民生委員、シルバー人材センター、社会福祉協議会、GPS 委託業者（GPS つばめ自動車）

#### 捜索の方法 ※資料のフローチャートのとおり

##### 【特徴】

- ・ 警察（捜索願受理後捜索開始）
  - ・ 市役所防災交通課経由による無線放送の活用（外が明るいうちのみ）
  - ・ 市役所にて把握後、おたがいさまねっとメール配信（A 地区見守りネットを含む）。
- ※無線放送、メールとともに、個人情報については、家族の意向によって匿名・実名で配信。
- ・ 近隣捜索は 2 課で実施
  - ・ 警察における捜索願届受理後無線放送活用までそれほど時間はかかるない。捜索願受理件数は年間約 50 件。半数は住民が発見者。

※多くのケースは、家族が自分たちで探したが見つからないと判断してから相談に来るので、行方不明になつてから時間が経過てしまっている

### 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）

（徘徊・行方不明の発生予防というより）徘徊・行方不明が発生しても早期に発見できる体制づくりを、認知症施策と高齢者支援施策（2. 参照）として総合的に目指している。

## 6. 個人情報保護への対応

- ・基本的には、市個人情報保護条例に則る
- ・警察で捜索願受理時、個人情報をどこまで出してよいか（無線放送）確認し同意を得る
- ・おたがいさまねっと発信時、家族に確認し同意を得る

## 7. 研究者の考察

現在、SOS ネットワーク事業としては行っていないが、認知症対策と高齢者支援施策を総合的に考えて実施しており、それぞれの施策に関連した資源（例えば、見守り活動協力員）を活用し、徘徊・行方不明高齢者が出ても、できるだけ早く発見できることを目標に取り組んでいる自治体である。当該調査自治体の取組みは、大きく2つの柱から成ると考えられた。

- ① 地域住民が、自宅を一人で出かけたり、徘徊している認知症高齢者に気づく（気にかける）ことで、行方不明の未然防止や早期発見につなげるために、普及啓発事業、認知症予防事業等により認知症についての住民の理解を図り、認知症高齢者・家族への気づき、見守りを促す
- ② 「何かおかしいな」「どうしたのかな」という人を見かけたら、すぐに市役所（地域包括支援センター）に連絡してもらうために、住民に身近な市役所、地域包括支援センターとしての日頃の取り組みの中で、徘徊・行方不明の高齢者を見つけた時の連絡先、気になる高齢者についての相談先として、市役所や地域包括支援センターの周知を行う（市役所や地域包括支援センターとの垣根を低くし、身近な存在として認識してもらう）

当該調査自治体の例のように、必ずしも「認知症高齢者 SOS ネットワーク事業」として新たに事業化し実施しなければならないのではなく、各自治体の事情、地域の高齢者・認知症高齢者の実情に合わせて、高齢者施策と抱き合わせで取組むことも有効な手立てであると考えられた。

事例からは、繰り返し徘徊・行方不明になることを防ぐ有効な手立ては見いだせなかったが、写真とともに登録してもらっていることで、個人の特定につながりやすいことが明らかになった。当該自治体では、地理的特性上徒歩で容易に市外に行くことができるため、近隣自治体との協力体制、広域の警察による捜索が必要となっていた。調査自治体で近隣の大都市との連携を試みているように、地理特性や公共交通手段を鑑み、近隣自治体と行方不明時の情報共有や捜査協力体制を構築する必要があると考えられた。

※県としてもこれから課題として、平成 26 年 1 月より「認知症高齢者徘徊 SOS 広域ネットワーク」の構築を図る取組みを開始している。

## 結果⑥ 自治体 6

### 1. 自治体の状況

人口	約 62,000 人		
高齢化率	約 21 %	要介護認定率	16.2 %
日常生活圏域数	1 圏域	包括数	委託 3 か所
地域特性	<p>県内では高齢化率が比較的低い（若い）地域である。JR が 2 線通っており、市内に 4 駅があるが、利便性の良い地域とそうでない地域がある。東日本大震災で市内の 3 分の 1 が浸水し、現在もプレハブ仮設住宅がある。</p> <p>認知症に対する地域住民の関心は高いと感じている。しかしながら、認知症であることを見た近隣の人に話したくないという家族もあり、地域における認知症への理解はとても大切である。</p>		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
市出前講座	健康課では認知症予防に関するものを実施しており、介護福祉課では認知症サポートー養成講座を実施している。
認知症予防教室	健康課が実施。

### 3. 取り組みの経緯

市内で孤独死・変死が発生したことがきっかけで、隣市と協議等を行い、取り組みを参考に平成 11 年にネットワーク（「高齢者はいかい SOS ネットワークシステム」）を立ち上げた。当初は市内にある事業所を一軒ずつまわり、協力機関としての協力を依頼した。

### 4. 徘徊による行方不明発生時（体制、捜索の方法）

#### 【体制】

市内に 2 つのネットワークシステムがある。1 つは市独自の「高齢者はいかい SOS ネットワークシステム」で、市役所に常設の事務局を設置している。協力機関として、市役所内部課室の他、警察、消防、タクシー会社、郵便局、公共交通機関、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、ラジオ放送局、ケーブルテレビ、タクシー会社、郵便局、JR 各社、バス会社などが登録されている。徘徊の可能性のある高齢者については、事前登録を進めており（市介護福祉課が窓口）、現在登録者は約 50 名である。

もう一つは近隣の二市三町で「高齢者はいかい SOS ネットワーク」を構築しており、それぞれ役所（直営包括含む）が担当部署となっている。

#### 【捜索の方法】

家族等からネットワーク事務局（市役所）に捜索の依頼が来ると、関係機関（平成 26 年 12 月末現在約 35 か所）に情報が一斉に FAX で送信される。また、発見・保護の連絡が関係機関からあると、捜索解除の連絡を市が協力機関に入れるようになっている。

### 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）

- ・ サポーター養成やサロンの開催等、啓発や見守りに関する事業は行っている。
- ・ 本人が以前住んでいた場所や会いたい人が住んでいた場所、何かしら外に出る理由などがわかると、行方不明時の早期発見・保護や、行方不明を未然に防ぐための支援を行うことができる。
- ・ 常日頃の散歩を日課にしている人が多く、ケアマネが本人の散歩ルートのマップを作り、ケア会議で共有するといったケースもある。

- ・行方不明になった際に、氏名を言えないことがあるが、靴に苗字が書いてあつたり、警察が撮影した顔写真のFAXが流れることで、身元が判明した例がある。
- ・高速道路上や中央分離帯、他市の路上等でタクシー運転手や一般人に発見・通報があるケースが多い。
- ・外見や歩行時の様子から、不審に思う場合と見過ごされる場合があると思う。徘徊による保護が必要な人であっても、そうであると気付いてもらうための啓発が必要。
- ・複数回にわたって行方不明になり、通報・捜索となった場合でも、家族がなかなかSOSに登録したがらない場合がある。その理由としては、認知症に対する理解がなかつたり、病院未受診であつたりする。
- ・携帯を本人に渡していても、暗証番号の設定を変更してしまっていたりして、GPSによる捜索機能が使えなかつたこともあった。
- ・課題としては、遠方で発見された場合に誰が迎えに行くかということ。事例の中で、隣県で保護された方がおり、その時は親族が迎えに行つたが、家族がいるのに迎えに行くのを拒否されたり、家族が病気療養中などの場合に、誰が行くかが明確になっていない。市にはその予算がないし、行方不明者の保護の場合には警察が担当ともいえるが、明確な決まりがあるわけではない。

## 6. 個人情報保護への対応

SOSネットワークに登録される際に、関係機関と情報を共有することについて、家族に説明し、了解を取る。捜索依頼が来た段階でネットワークに登録されていない場合には、関係機関に情報を共有してよいかを家族に確認している。

## 7. 研究者の考察

ネットワークの構築や事前登録など、他市にもみられる取り組みが行われているが、今回報告のあつた3例は、すべて車に乗っていた人や車関係の人に発見・通報され、保護されている。郊外の場合、「なぜここを歩いている人がいるのだろう?」という気づきが警察への通報となり、保護されるケースも多いように思われる。運転免許の更新時などに、運転中に気になる人を見かけたら、警察等に連絡していただくよう伝達するなど、車に乗る人たちの意識を高める(啓発活動)ことが、早期の発見・保護に寄与するのではないだろうか。

遠方で保護された場合の迎えの経費について、どこが負担すべきかについてはネットワーク内でルールを作つておく必要があるであろう。家族・親族が負担するのが基本ではあるが、今後、一人暮らしや高齢者のみ世帯などで、迎えに行くことが難しい場合、捜索を担当している警察が行くべきか、ネットワーク事務局である市役所が行くべきか、それともケースを担当している包括やケアマネが行くべきかなどを話し合つておく必要があると思われる。

## 結果⑦ 自治体 7

### 1. 自治体の状況

人口	約 161,000 人		
高齢化率	約 28%	要介護認定率	約 17%
日常生活圏域数	7 圈域	包括数	8 か所
地域特性	<p>ベッドタウンとして発展し、昭和 40 年代に入居が始まったニュータウンは高齢化率が 36% を超えており、約 50% のところもある。一方、比較的現在もなお住宅販売が継続しているところは 20% に満たないところもある。また、旧の地域も混在している。ニュータウンは高齢化が進み、互助の取り組みなどは積極的であり、徘徊があると徹底的に探そうとする。むしろ旧地域の方が認知症を隠し、オープンにしない傾向がある。</p> <p>事業所が約 3,900、約 38,000 人が就業している。市の玄関口である地区は卸売り、小売り、飲食店などのサービス業と製造業がある。移動手段は JR・私鉄などが発達。</p>		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
地域の実態調査 (地区診断) の実施	①基礎データの整理分析、評価、課題の抽出（認知症高齢者の状況及び課題について小学校区ごとに整理、分析）。 ②関係機関からのヒアリング等による情報収集、整理、分析、評価、課題の抽出。
地域資源マップ	地域資源マップの作成、公表、ホームページの作成。
徘徊 SOS ネットワーク	関係機関の等の連携による SOS ネットワークについてワークショップ等を行い課題を確認、再構築する。徘徊模擬訓練、見守り登録、GPS、見守り契約、家族会、サロンなど。
認知症の理解・啓発	市民の意識に関する資料やサポートー養成講座の状況等について評価。講演会、各地区毎の事業評価を実施。認知症サポートー養成講座 1 回コース・4 回コース・フォローアップ研修の開催、キャラバンメイト養成研修・フォローアップ研修の開催。
医療と介護の連携	部会の開催、つながりノート（医療介護連携パス）の普及、事例検討会、認知症予防講座の開催。
推進会議の開催	支援体制の構築のための調整（年 4 回）。

### 3. 取り組みの経緯

平成 18 年に職員の親が徘徊で行方不明となり死亡。平成 19 年度から認知症についての啓発を進め、認知症サポートー、キャラバンメイトの養成を継続的に行い、認知症を正しく理解し地域活動を担う人材の養成に努めてきた。その後、各地区的キャラバンメイトや福祉委員が先駆的に取り組んでいる近隣の市に徘徊模擬訓練を視察し、訓練を開始したことが地域を大きく変えた。また、平成 22 年度から、「認知症地域資源ネットワーク構築事業（国の 10/10 補助事業）」を行政、関係機関と地域住民が一体となって取り組み始めたことが功を奏した。

当初、民生委員・福祉医委員（社会福祉協議会から依頼）に、認知症サポートー・キャラバンメイトの養成講座を受講してもらい、市内 14 地区に配置。14 地区福祉委員会の地区福祉計画に認知症高齢者への対応が位置づけられ、認知症サポートーマップを作成し見守り体制を強化するとともに、居場所づくりなどが開始された。推進会議メンバーである福祉委員とキャラバンメイトを中心とする活動は、地区把握からネットワークに至るまで、14 地区毎に特徴ある取り組みが展開されている。

### 4. 徘徊による行方不明発生時

#### 【体制】

- 徘徊 SOS ネットワーク（警察 SOS ネットワーク + 地区 SOS ネットワーク）

## ○徘徊模擬訓練（平成 22 年 10 月～）

### 【構成メンバー】

（警察 SOS ネットワーク）警察署生活安全課、市長寿・介護保険課、各地域包括支援センター、消防本部、北消防署、社会福祉協議会、防犯協会、市医師会、JR 駅、私鉄、タクシー 4 社、ヤクルト・スーパー、石油商業組合、クロネコヤマト営業所、セコム営業所。

（地区 SOS ネットワーク）民生委員、民生協力委員、福祉委員、キャラバンメイト、認知症サポートー、コミュニティ推進協議会、自治会、地区福祉委員など。

### 【捜索の方法】

警察署が「子ども高齢者 SOS ネットワーク」を立ち上げている。一刻も早く 110 番することを地域住民に啓発をしている。家族の同意を得て、警察はあらかじめ決められている市の長寿・介護保険課、各地域包括支援センター、関係機関等に連絡。連絡を受け取った市の長寿・介護保険課から 14 地区の徘徊 SOS ネットワーク窓口につなぎ捜索を開始する各地区ではキャラバンメイトが中心となり、福祉委員、民生委員が協力して対応している。

## 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）

○啓発：市の報告会において地域住民が 14 地区毎に認知症に対する取り組み状況を報告し、1 年間の活動を振り返り、次年度の活動につなげるなどネットワーク活動が活発に行われている。また、認知症に関する啓発を実施し、認知症の人を家族のみで抱えないでオープンにするよう啓発をくりかえしている。

○市認知症高齢者みまもり登録 登録者 71 人（26.8.25）：日頃の見守りみまもりへの活用（家族の安心感の確保）と徘徊した場合の早期の捜索活動につなげるためにみまもり登録を実施している。見守りの内容は、地域ケア会議で個別に検討して決定している。登録内容は認知症高齢者の特徴、緊急連絡先など。受付は各地域包括支援センターや市長寿・介護保険課。

○医療・介護連携のための「つながりノート」の導入：毎月、連絡会を開催。（認知症専門医のミニレクチャー、家族、医師、看護師、ケアマネ、ヘルパー、地域包括職員などとの意見交換会を実施。

○GPS の普及：GPS の貸与を実施しているが、利用者は少ないのが現状。

## 6. 個人情報保護への対応

基本的な考え方として、命を守るという視点を大切にし、個人情報保護法があるから「やらない」というスタンスは捨てることとしている。必ず家族には見守りだけに使うことと、秘密は守ることを確認し了解を得るようにしている。

## 7. 研究者の考察

○認知症に関する講演会や認知症サポートー養成講座（4 回受講）を丁寧に開催することにより、認知症の人に対する理解を深めることと、自分に何ができるかを考えてもらい、声かけなどやれることから取り組んで行けるように地道に地域住民に働きかけている。まずは声をかけることにより、早く発見できるような体制をつくっていくことが必要。

○警察署との関係は密着している。まずは警察署ルートの SOS ネットワークが稼働。徘徊があったときにはいち早く 110 番することが広報されており、110 番通報あったときは連絡網で市の長寿・介護保険課に連絡が入る。その後、長寿・介護保険課から、14 地区の「認知症徘徊 SOS ネットワーク」に連絡が入り、捜索を行うという手順が確立している。また、事前登録についても徐々に増加してきている。

○「市認知症地域資源ネットワーク構築事業」が継続しており、14 地区住民の状況（認知症高齢者の数、要介護認定者の数等）及び各地区毎の 1 年間の取り組み状況の発表会なども住民中心に動いており、地域特性に合わせた取り組みが展開している。

○市直営の地域包括支援センター（1箇所、他は委託）に認知症地域支援推進員を配置している。推進員は市の長寿・介護保険課と連携を密に取りながら他の地域包括支援センターの指導や助言を行い事業を推進している。

## 結果⑧ 自治体 8

### 1. 自治体の状況

人口	約 180,000 人		
高齢化率	20.9 %	要介護認定率	17.8 %
日常生活圏域数	4 圏域	包括数	9 か所
地域特性	<p>県のほぼ中央に位置する大都市近郊型ベッドタウン。河川、丘陵地があり緑も多い。1963 年市政施行。最近は大型マンションの建設等で人口増。JR、私鉄、国道、高速道等あり利便性高い。</p> <p>40~50 年前に転入した市民が高齢になり、子ども世代は市外に転出し、高齢者だけが残されている世帯が多くなっている。とくに丘陵地に大規模宅地開発された住宅や団地の高齢化率が高い。代々に住んでいるという人は少なく、近所づきあいは希薄になって来ている。商店街は衰退。道で「〇〇さんだ」という名前までわかる関係が薄くなっている。</p>		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
高齢者徘徊探索システム事業	GPS 貸出
認知症高齢者支援（高齢者虐待防止対策）事業	対象者を本人・家族、一般市民、介護保険事業者等の関係者の 3 つに分け、啓発事業や顔のみえる関係づくりを推進
認知症サポートー養成講座	平成 18 年度開始。平成 25 年度まで 6138 人。活用が課題。
市事業以外	H27.4~社会福祉法人が運営する認知症カフェがオープン予定。 就労デイ、若年性認知症家族会あり。

### 3. 取り組みの経緯

当初、徘徊の通報が増えるなか、河原で亡くなっていた、施設から徘徊が発生等深刻なケースがあり、平成 18 年度に総務課が「行方不明者搜索の手順」を定め、副市長をトップとする危機管理体制に基づいて対応していた。高齢福祉課で総務課マニュアルをもとに支援センターメンバーと検討し徘徊搜索マニュアルを定めたのが 21 年度。当初から「市や支援センターがどこまで対応すべきか？」との意見があったが、市として徘徊を生命にかかる危機的問題と捉え、支援センター市職員も市職員も全面的に協力し搜索にも参加するという結論に達した。

### 4. 徘徊による行方不明発生時

#### 【体制】

徘徊が発生したら「徘徊高齢者搜索マニュアル（現在見直し中）」に基づき、対応。市をトップに危機管理体制をとる。市と支援センターが密に連携をとり、市職員も実際に搜索に出ることもある。

市では、民生委員が「ふれあい訪問調査」を行って高齢者の緊急連絡先等を把握しており、地域包括支援センターの記録管理システムで訪問記録と一括管理されている。通報があれば市高齢福祉課で、介護保険情報と併せてすぐに病名や通院先や日頃の様子、連絡先等を確認できる体制を作っている。

#### 【搜索の方法】

通報があれば市が対応する。上記の事前登録者の場合、すぐに情報取集できるため、初動までの時間が大幅に短縮できる（写真入手も含め 1 時間半くらいの差が出る）。初動までの時間が最も重要で、2 時間以上では市外に行ってしまう可能性が高くなる。長時間経つ場合は県へ広域への情報提供を依頼する。夜間は高齢者が歩いていると目立つため警察で保護されることが多い。

高齢福祉課では捜索する人（庁用車1台につき2名体制）と情報収集する人（固定しないと情報が錯そう）に分かれて対応する。

## 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）（事業ごと）

### 【認知症徘徊高齢者 SOS ネットワーク】

平成21年度から実施。①事前に徘徊のおそれのある人を登録し、日頃から見守る仕組み、②徘徊が発生した時の捜索協力体制の仕組みからなる。事前登録者については、関係者や家族への危機意識の向上、緊急時の連絡体制の取決め、民生委員へ担当地区の登録者情報の提供を実施。現在登録者は200名程度。情報は包括支援センターと共有。また、各包括支援センターに入ってくる情報を報告書として提出してもらうことで市内の徘徊実態を把握できるようになった。年間30件程度の報告があるが、警察署に相談がある迷い人の通報と比べるとまだ少ないため、ネットワークのさらなる周知が必要。

事前登録していない人の（新規）徘徊がまだ多く、「まさか」「散歩に出かけているだけ」「いつもは戻ってくるのに」「こんなにおおごとなるとは」という声が聞かれる。徘徊対応が終了した翌日に市役所や支援センターを含めて家族と話し合いをもち、危機意識を持ってもらうやり方は効果が出ている。話し合いが介護サービスの導入・見直し、GPS利用、施設入所、お店や自治会への見守り依頼をするきっかけになり、予防につながっている。

### 【メール配信サービス】

登録者は6,000人を超える。子どもや防災情報のついでに登録できるため、利用しやすい仕組み。若い人の高齢者への関心が低いが、この仕組みで高齢者を気にしてもらえる（実際に子連れの母からメールをみて通報あり）。

## 6. 個人情報保護への対応

- ・事前登録者には登録時、家族から同意サインをとる。メール配信の際は再度家族に意向を確認する。
- ・個人情報の取り扱いについては市の個人情報審議会に諮っている。
- ・事前登録書の保管は地域包括支援センターと市で同じものをファイルに綴じている。
- ・事前登録書、徘徊対応報告書、廃止届は課長まで供覧している。

## 7. 研究者の考察

- ・事前登録することで、家族には見守りや徘徊予防の意識も高まる。
- ・徘徊リスクのある対象者を把握することが、いろんな時に活用でき効果的である。
- ・認知症対応のまちづくりの切り口にもなり、問題意識が住民と共有できやすい。
- ・地域で初動捜索の重要性や徘徊予防対策への意識が高まる効果がある。
- ・捜索を素早く実施できる効果がある（1-2時間の短縮）。とにかく市外に出る前の最初の2時間が重要。また、登録時に旧姓やよく行く場所も登録しており、発見に有用。
- ・包括と市との連携、関係機関（警察、防災課、民生委員）などとの連携がスムーズになっている。
- ・未登録者の初回徘徊のあと、包括支援センターや家族を含めて話し合いの場を持っているのは、再発につながる点で重要。
- ・市全体で高齢者を守る体制をアピールし、理解者を増やす努力をしている。市民やケアマネも、こんなことで市へ連絡していいかとめらうこともあるので、システムを生かすには助け合いの啓発が必要。
- ・メール配信サービスが登録のハードルが低く、対象も幅広いので市民に浸透しやすい
- ・SOSではないが、450の協力機関と見守り機関として協定を結んでいる。
- ・サポーター養成講座修了の中学生が高齢者を保護してくれたことが2件あった。やはりサポーター養成など日頃から気に掛かる人を見守るまちづくりが重要。

## 結果⑨ 自治体 9

### 1. 自治体の状況

人口	約 430,000 人		
高齢化率	24.6 %	要介護認定率	16.7 %
日常生活圏域数	4 圏域	包括数	12 か所
地域特性	大都市近郊に位置し、県内2市、他県4市と隣接している。 昭和30年代に市制施行。その後の大規模団地建設や宅地開発により、首都圏の中核都市となっている。私鉄とJRが交わる駅周辺は、大型店舗のある商業地だが、郊外は緑豊かな丘陵地が広がっている。 市の産業の大部分は商業であり、駅周辺などの中心市街地には多数の店舗が存在している。工業・農業は、主として市郊外に宅地部分と混在して分布しており、大規模なものはない。 宅地開発の早い時期に移り住んだ人が高齢者になっている。全体的にご近所とは軽いおつきあいが多い。		

### 2. 認知症施策について

施策のメニュー	概要
認知症発症遅延事業	県長寿研の協力。ウォーキングや旅行、趣味活動などを組み合わせる。
認知症サポーター養成講座	随時開催
認知症サポートーステップアップ講座	上記修了者対象。年 2 回、1 回につき 80 名。ボランティア養成。
認知症総合相談窓口	看護師対応。病院のかかり方等の相談。月 20 件程度。
もの忘れ相談	地域包括支援センター（市内 12 か所）で実施。月 1 回、専門医と臨床心理士が来る。紹介状で専門医につなげる。
家族介護者教室・家族交流会	地域包括支援センターで実施。教室は介護技術支援。家族会はざっくばらんな茶話会。全体で 120 回。1 回 20 名程度参加。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	GPS 利用。現在 70-80 名利用。防災無線。メール配信。キーholder（地域包括支援センター電話番号）配布。
高齢者見守り支援ネットワーク	町内会、自治会による手上げ方式。現在、14, 5 か所で実施。
あんしん相談室	県のシルバー交番事業を展開。社会福祉士等専門職を配置。自治会の後方支援。認知症の早期対応や高齢者の閉じこもりの防止、高齢者の見守り支援を目的に設置した機関で、高齢者の実態把握のための戸別訪問、地域の見守り活動の支援、緊急通報システムの活用による見守りなどを実施。現在 8 か所。12 か所まで拡大予定。場所はセンター、マンション、商店街等様々。

### 3. 取り組みの経緯：特記事項なし

### 4. 徘徊による行方不明発生時

【体制】「市高齢者搜索関連事業マニュアル」を作成。

市高齢者福祉課（時間内）、市高齢者搜索依頼専用窓口（時間外）が窓口となり、親族からの受付け後、関係機関（新聞販売店 31 社、タクシー会社 7 社、高齢者支援センター 12 か所）への FAX、防災行政無線の放送、メール配信登録者へのメール配信、近隣市等の市外への協力依頼を実施する。

### 【検索の方法】

- 市高齢者福祉課（時間内）、市高齢者検索依頼専用窓口（時間外）へ親族からの連絡  
→「市検索情報ネットワーク防災行政無線使用依頼兼検索協力依頼受付書」に沿って聞き取り（事前に親族から警察への届出が必要。また個人情報の同意をとる。）  
→聞き取り内容をもとに関係機関へのFAX送付  
→防災行政無線の放送（1回）、同内容を配信登録者へメール配信  
→（それでも見つからない場合）近隣市等の市外への協力依頼（県内：市→県→23区、近隣市、他県：市→県→他県庁→近隣市）  
→（見つかった場合）各所に検索解除依頼（防災行政無線はお礼放送、メール配信はお礼メール等）

## 5. 徘徊・行方不明の予防（啓発、見守り、模擬訓練など）（事業ごと）

### 【高齢者見守り支援ネットワーク】

町内会・自治会レベルで、あんしん相談室や高齢者支援センターが核となって、市と協力しながら実態把握調査（調査票を高齢者に郵送、未返送者は訪問で回収）を通じて地域の高齢者の情報を集約する。情報は、名簿化して町内会・自治会長、民生委員、あんしん相談室で共有する。見守り希望者に面接調査でニーズを把握し、見守り対象者を決定する。見守り対象者については、さりげない見守り（直接本人に会わずに、洗濯物、新聞や郵便、ゴミ出しなどの状況を観察）、積極的な見守り（訪問や電話による安否確認）等を通じて、地域で協力して見守りを実施している。現在、市内14,5か所。

## 6. 個人情報保護への対応

徘徊高齢者の検索に限らず、個人情報の収集・開示については、市の個人情報審議会にかけて通ったもののみ実施することになっている。防災行政無線については、親族から同意書をとっている。

## 7. 研究者の考察

- ・防災無線、メール配信、関係機関FAXと3パターンで多くの人の協力を得るシステムにしていること。
- ・メール配信によって、「見かけた」と連絡がくる効果あり。メールは最も広く早く情報が届き、見かけた人が通報できる手段もある。
- ・やはり警察に情報が集まる。警察との連携が大事。どこでみつかったのか等、徘徊のメカニズムや今後の徘徊予防など手がかりになる情報がある。警察とは同じ問題を共有し、情報交換が有効。
- ・行方不明になった時の支援サービスの案内をホームページ、ケアマネに広報して、活用をはかっている。認知症の家族へ検索協力体制があることを伝えておくことが必要。
- ・朝方に不明になつても、通報は夕方になる。もう少し早い通報が望まれる。遠慮もあると思われ、家族や社会への啓発支援が必要。
- ・検索には顔写真が有効。個人情報は事前に家族に説明して同意を得て無線をしている。きちんとした説明を家族にすることも重要。
- ・コンビニスタッフからの通報が多い。店内にいると目立つ。スーパーで家族と買い物中、行方不明になるケースも有り。スーパー、コンビニを協力機関にいれるとよいのではないか。